

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

佐賀市立北山東部小学校

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 ・・・・・・・・	3
(1) いじめの定義	
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 学校におけるいじめ防止対策委員会の構成と組織 ・・・・・・・・	3
(1) いじめ防止対策委員会の役割	
(2) 委員会の構成	
3 いじめ防止等のための学校の取組 ・・・・・・・・	4～6
(1) いじめ未然防止の取組	
(2) いじめ早期発見の取組	
(3) いじめ事案への対応	
(4) いじめ再発防止の取組	
(5) 関係機関との連携	
4 ネットいじめに対する学校の対応 ・・・・・・・・	6～7
(1) ネットいじめの現状	
(2) ネットいじめの予防	
(3) ネットいじめへの対応	
5 重大事態への対応 ・・・・・・・・	7～8
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態の報告と対応	
(3) 調査の趣旨及び調査主体	
(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(5) 調査結果の提供及び報告	
※ 佐賀市北山東部小学校いじめ防止対策委員会（22条委員会）設置要綱 ・・	8～9

はじめに

全ての子どもは日本の未来であり希望であって、子どもの健やかな成長は、全ての国民の願いでもあります。

しかし、いま大きな社会問題となっているいじめは、子どもの健やかな心身の成長を妨げるばかりか命の尊厳に係わる問題です。これは、人権侵害でもあり、決して放置すべき問題ではありません。児童の多くも「いじめは悪いことである」ということはわかっています。しかし、「なぜ、いじめは起こるのか」「いじめは、どうすればなくせるのか」「自分に何ができるのか」が分からずにもがいているのです。どのような理由があろうとも、いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめを防止するためには、学校全体で子どものいじめに関する課題意識をもち、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、佐賀市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「佐賀市いじめ防止基本方針」を策定しています。

これをもとに、北山東部小学校においても「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。いじめから一人でも多くの子どもを救うため、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめは絶対に許されない」という意識を共有し、全職員心を一つにして、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者や、塾、スポーツクラブなど当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人間関係のある者を指します。

※「物理的な影響」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ①「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」という意識を持ち、児童等が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、未然防止に取り組む。
- ②すべての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ③いじめを生まない土壌を作るため、いじめを特定の個人の問題とせず、広く社会全体で継続的に取り組む必要がある。
- ④いじめ防止等の対策は、学校・保護者・地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して取り組む必要がある。

2 いじめ防止対策委員会の構成と組織

(1) いじめ防止対策委員会（22条委員会）の役割

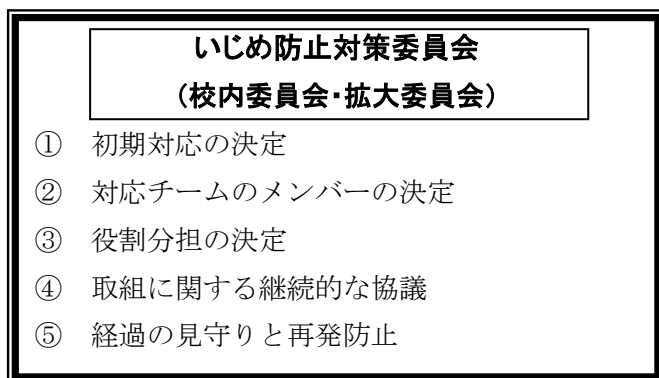
- 本校におけるいじめの未然防止・早期発見などの取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者への啓発等に関することを企画・実施・評価する。
- いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応に関することを協議・決定・実行する。

(2) 委員会の構成

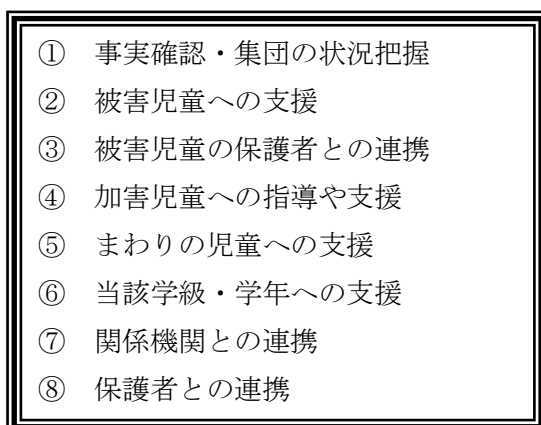
- 校内委員・・・校長、教頭、指導教諭（教務主任）、生徒指導担当
- 拡大委員・・・教職員のほか、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（SC、SSW）、育友会会長、学校評議員、学校関係者

◆ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめ情報



対応チームによる取組



3 いじめ防止等のための学校の取組

(1) いじめ未然防止の取組

- ① 度当初、全職員で「いじめ防止基本方針」の内容を確認、検討をする。
- ② いじめの未然防止や早期発見・事案対処等に係る学校いじめ対策組織の具体的な役割を確認する。
- ③ いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告することを職員の義務とすることを周知する。
- ④ 学校いじめ防止基本方針の内容を学校ホームページや学校便りに掲載するとともに、育友会総会等で配布し、説明をすることで、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。
- ⑤ 人権集会等を通して児童の自主的ないじめ防止に関する活動を積極的に支援していく。

⑥学校評価（保護者・地域・児童・職員）にいじめ防止に係る達成目標を設定し、取組に対する改善を図る。

(2) いじめ早期発見の取組

① いじめに関するアンケート調査

- ・心のアンケート（毎月実施）や県が指定して実施する「いじめ・体罰アンケート」調査（6・12月実施）、個別の面談等を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。**また、心のアンケートの実施方法や質問項目には、常に改善を加え早期発見に努める。**

② 悩みを抱えこまない指導の充実

- ・**教育相談週間（学期一回）や「何でも相談ポスト」に係る取組の充実により、悩みを表出し、人に伝えることができる児童の育成を図る。**

③ いじめに関する日常的な観察

- ・職員は、授業中や休み時間の様子を観察し、気になったことは担任や管理職に速やかに報告し、聞き取りなどの面談を行う。

④ 保護者や地域からの情報

- ・保護者や地域の方々からの電話等でのいじめに関する情報は、関係職員や管理職に速やかに報告し、聞き取りなどの面談を行う。

⑤ 教育相談体制の整備

- ・「教育相談のお知らせ」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知する。
- ・スクールカウンセラーとの打ち合わせを教育相談担当の職員が行い、いじめに関する情報を得た場合は、速やかに担任や管理職へ報告をする。

(3) いじめ事案への対応

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、管理職に報告する。報告を受けた管理職は教育委員会に覚知報告を行う。特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。対策委員会は、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

(1) 当該児童が心身の苦痛を感じている。(感じていた。)

(2) 当該児童に心理的又は物理的な影響を与える行為事実がある。

原則として(1)(2)2つの条件がそろっての覚知・認知となるが、(2)のみの場合においても覚知・認知の判断をする場合もある。

※積極的に覚知・認知をしていくことで、継続性のあるより丁寧な取組としていく。

- ② いじめが認知された場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員会を加えた拡大対策委員会を開催する。また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目途に教

育委員会に認知報告を行う。

③いじめ、いじめにつながる言動については、**迅速に(その日のうちに)保護者に連絡し、信頼関係の下、連携した対応を取っていく。**

④被害児童等を守り通すとともに、加害児童等に対してはその児童等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

⑤必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。

⑥いじめが犯罪行為と認められる場合や児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で対応することが必要である。

⑦いじめを見ていた児童等についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、**自分ができることを行動に移すなど**いじめをなくしていく態度を養う。**※いじめ傍観者をなくす指導の充実**

(4) いじめ再発防止の取組

①被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定

- ・適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

②教職員の研修

- ・教職員がいじめ問題に対して、適切な対処ができるよう、佐賀県教育センター等と連携し教職員研修の充実を図る。
- ・教職員のカウンセリング能力の向上を目指してスクールカウンセラー等を活用したり、教職員向け資料を利用したりした校内研修を推進する。

③学校評価、学校運営改善の実施

- ・いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止についての取組等について適切な評価が行われるようにする。

(5) 関係機関との連携

①必要に応じて、児童相談所、病院、警察、法務局などの関係機関と適切な連携を図る。

②適切な連携を図るために、日頃から、関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

4 ネットいじめに対する学校の対応

(1) ネットいじめの現状

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブ

サイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものであり、保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。

また、子どもの利用している掲示板などを大人が詳細に確認することは困難なため、ネット上いじめの実態の把握が難しく、次のような特徴があると指摘されている。

- ①インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ②インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ③インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

(2) ネットいじめの予防

- ①情報モラル教育の推進による児童等の意識の向上及び保護者への啓発活動を実施する。(高学年対象にした講話の実施)
- ②民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努める。

(3) ネットいじめへの対応

- ①誹謗・中傷の書き込みなどのネットいじめが児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、書き込みの削除を迅速に依頼する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

法第 28 条第 1 項にあるように「重大事態」とは以下のことをいう。

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等が、自殺を企画した場合、身体に重大な損害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、日数だけでなく児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校

が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告と対応

①学校は、重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会へ報告すると共に、教育委員会の指導を受けながら拡大委員会を開催する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

②法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

①「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

②いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

③いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(5) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

- ・いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

佐賀市立北山東部小学校いじめ防止対策委員会（２２条委員会）設置要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、いじめに対応するため、佐賀市立北山東部小学校に「いじめ防止対策委員会（２２条委員会）（以下「委員会」という。）」を置くこととし、設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）に基づく、いじめの未然防止、対応（調査、解決、解消及び再発防止）等に関すること。

（組織）

第３条 委員会には、第２条に掲げる事項を協議するため、「校内委員会」と「拡大委員会」を置く。

（校内委員会）

第４条 校内委員会は、別表１に定める委員で組織する。

２ 校内委員会委員長は校長とする。

３ 校内委員会委員長は、会務を総理し、校内委員会を代表する。

（拡大委員会）

第５条 拡大委員会は、別表２に定める委員で組織する。

２ 本校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、佐賀市教育委員会が委嘱する。

３ 校内委員会委員長は、いじめ事案の状況により、また、学校におけるいじめ防止対策の充実を図るため、必要があると認める時は、拡大委員会の開催を求めることができる。

４ 教育委員会は特別の事情がある場合には、校長の具申を受けて外部委員の委嘱を解くことができる。

５ 拡大委員会委員長は、委員の互選によってこれを定める。

６ 拡大委員会委員長は、会務を総理し、拡大委員会を代表する。

７ 校内委員会委員長は、必要に応じ、学校問題解決サポート事業専門チームへの相談を佐賀市教育委員会に依頼することができる。

（外部委員の任期）

第６条 外部委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。

２ 委員は、再任されることができる。

３ 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（秘密の保持）

第７条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第８条 委員会は、必要に応じて校内委員会委員長又は拡大委員会委員長が招集する。

２ 委員会において必要があると認めるときは、会議は非公開とすることができる。

（意見等の聴取）

第９条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員又は関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、本校に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、校内委員会及び拡大委員会それぞれについて必要な事項は、各委員長がそれぞれ別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係) 校内委員会

校長
教頭
生徒指導主事
校長が必要と認める教職員 教務

別表2 (第5条関係) 拡大委員会

校長
教頭
生徒指導主事
学校評議員
育友会会長
スクールカウンセラー
校長が必要と認める者 教務